

やと い ど 雇 止 め

- 何度も有期契約を更新してきたのに、今回は更新できないと言われた。
- 契約時には更新の話があったのに、1年契約が終わった後、更新されなかった。

1 有期契約とは

有期契約とは、期間の定めのある契約をいいます。半年契約とか1年契約がこれにあたります。法律で例外として定められているものを除き、3年が契約の最長期間です。これを越えた期間で契約を結ぶことは法律違反になります。

契約時には、契約期間の定めの有無と、更新の有無と、その条件を含め書面にしてもらうことが重要です。

2 まずは確認を

期間の定めのある労働契約（有期契約）は期間満了により終了するのが原則です。解雇ではないので、解雇予告や解雇予告手当のルールは適用されません。契約更新は、自動的に更新するとか、事前に必ず更新するとの約束がない限り、その度に双方の合意により更新の有無が決定されるのが原則です。

有期契約が満了しているにもかかわらず、何の手続きや約束もしていないのに仕事をして賃金をもらっている場合があります。会社側と労働者が暗黙の了解で契約を更新したと考えられます。このような場合は、直前に契約した勤務日や賃金額等の内容がそのまま更新したと考えて良いでしょう。

3 契約更新をしてもらえない場合

契約更新規定がある場合は、よほどの理由がない限り契約は更新されなければなりません。

使用者は、契約締結時にその契約を更新する旨明示していた労働契約（3回以上更新された契約や1年を超えて継続勤務している労働者の契約）を更新しない場合には、少なくとも契約の期間が満了する日の30日前までにその予告をしなければなりません。

契約を何度も更新して、期間の定めのない契約と同様になっているケースや、更新されるものと期待することに合理的な理由があるケースにおいては、労働者が更新の申し込みをすることによって、従前と同一の労働条件が、更新されたものとみなされる場合があります。

契約更新がされない場合は、その理由を確認し、書面にしてもらいましょう。

納得できない場合には、その旨を会社側に書面で伝えておくことも必要です。

4 無期労働契約への転換

同じ会社で有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、特例を除き、期間の定めのない契約に転換します。労働条件は特に定めがない限り、直前の契約内容と同じになります。5年のカウントは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。

5 会社に改善を求めたが応じてくれない

疑問な点はそのままにせず、神奈川県外国人労働相談窓口へ電話か来所の上ご相談ください。窓口では、通訳者を介して対処方法の助言をしたり、場合によっては、会社に連絡して事実を確認するなど、当事者間の自主的な解決に向けたお手伝いもしています。

たし 確かめましょう

- 契約更新時に意思確認がなく、形式だけではありませんでしたか。
- 何回も契約が更新され、雇用が継続していましたか。